

香取広域市町村圏事務組合情報公開条例施行規則

平成 27 年 7 月 6 日

規則第 3 号

改正 平成 28 年 7 月 8 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、香取広域市町村圏事務組合情報公開条例（平成 27 年香取広域市町村圏事務組合条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政文書から除く電磁的記録)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。

(1) 会議その他これに類するものの記録を作成するために録音等をした録音テープ等の電磁的記録

(2) データ処理等の作業のために作成した磁気ディスク等の電磁的記録
(行政文書開示請求書等)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項に規定する開示請求書は、行政文書開示請求書（別記第 1 号様式）とする。

2 条例第 7 条第 1 項第 5 号に規定する実施機関が定める事項は、開示請求をしようとするものが求める開示の方法とする。

(行政文書開示決定通知書等)

第 4 条 条例第 12 条第 1 項に規定する開示の実施に関し実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示を実施する日時及び場所（開示を写し等（文書又は図画の写し並びに電磁的記録を用紙に出力したもの及び複写したものをいう。以下同じ。）の交付の方法により実施する場合であって、当該交付を郵送により実施するときを除く。）

(2) 開示の実施の方法

2 条例第 12 条第 1 項に規定する書面は、行政文書の全部を開示する場合にあっては行政文書開示決定通知書（第 2 号様式）、行政文書の一部を開示する場合にあっては行政文書部分開示決定通知書（第 3 号様式）とする。

3 条例第 12 条第 2 項に規定する書面は、行政文書不開示決定通知書（第 4 号様式）とする。

（開示決定等期間延長通知書）

第 5 条 条例第 13 条第 2 項に規定する書面は、開示決定等期間延長通知書（第 5 号様式）とする。

（開示決定等の期限の特例適用通知書）

第 6 条 条例第 14 条に規定する書面は、開示決定等の期限の特例適用通知書（第 6 号様式）とする。

（事案移送通知書）

第 7 条 条例第 15 条第 1 項に規定する書面は、事案移送通知書（第 7 号様式）とする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知）

第 8 条 条例第 16 条第 1 項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 開示請求の年月日

（2） 開示請求に係る行政文書に記録されている当該関係市町及び組合以外のものに関する情報の内容

（3） 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第 16 条第 2 項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 開示請求の年月日

（2） 条例第 16 条第 2 項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

（3） 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

（4） 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第 16 条第 2 項に規定する書面は、意見書提出に係る通知書（第 8 号様式）とする。

4 条例第 16 条第 3 項（条例第 22 条において準用する場合を含む。）に規定する書面は、行政文書の開示に係る通知書（第 9 号様式）とする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第9条 条例第17条に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、管理者が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴。ただし、当該電磁的記録を複製したものの交付の方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付。ただし、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複製したものの交付の方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

2 前項に規定する方法による電磁的記録の開示にあつては、管理者は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を用紙に出力したもの又は複製したものにより、これを行うことができる。

(行政文書の開示)

第10条 行政文書の開示は、職員の立会いの下に行うものとする。

2 行政文書を閲覧し、又は視聴するものは、当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 管理者は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあると認められるものに対し、行政文書の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

4 行政文書の写し等を交付する場合の交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(行政文書の写し等の交付に要する費用等)

第 11 条 条例第 19 条第 2 項に規定する交付に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

2 行政文書の開示を受けるものが行政文書の写し等の郵送を希望する場合は、前項に規定する費用のほか、当該郵送に要する費用と同額の郵便切手を提出しなければならない。

3 前 2 項に規定する費用は、前納しなければならない。

(審査会に諮問した旨の通知)

第 12 条 条例第 21 条の規定による通知は、諮問通知書（第 10 号様式）により行うものとする。

(実施状況の公表)

第 13 条 条例第 32 条の規定による実施状況の公表は、広報紙に掲載することにより行うものとする。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 8 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の香取広域市町村圏事務組合情報公開条例施行規則の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 11 条関係）

行政文書の種類	開示の実施方法	金 額
文書及び図画	写し（単色刷り、A3版まで）の交付	1枚につき 10円
電磁的記録	用紙に出力したもの（単色刷り、A3版まで）の交付	1枚につき 10円
	コンパクトディスク（CD-Rに限る。以下、同じ。）に複写したものの交付	1枚につき 100円

備考

- 1 用紙の両面に印刷する場合には、片面を1枚として算定する。
- 2 コンパクトディスク以外の電磁的記録媒体により、複写したものの交付を行う場合には、当該電磁的記録媒体の購入経費に相当する額とする。
- 3 写し等を業者に委託する方法により作成する場合には、当該委託に要する費用に相当する額とする。

別 記

第 1 号様式（第 3 条第 1 項関係）

行政文書開示請求書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合
管理者 様

郵便番号
住 所
氏 名
連絡先電話番号
〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
担当者名
(法人その他の団体の場合に記載してください。)

香取広域市町村圏事務組合情報公開条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

開示請求する行政文書の件名又は内容	(知りたいと思う事項の具体的な内容を記載してください。)
行政文書の開示を請求することができるものの区分（該当する区分を示す□の一つにレ印を付け、〔 〕内に必要な事項を記載してください。)	<input type="checkbox"/> 関係市町に住所を有する個人及び関係市町に主たる事務所を有する法人その他の団体（ <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人その他の団体） <input type="checkbox"/> 関係市町に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 〔事務所等の名称 〕 〔所在地 〕 <input type="checkbox"/> 関係市町に存する事務所又は事業所に勤務する者 〔事務所等の名称 〕 〔所在地 〕 <input type="checkbox"/> 関係市町に存する学校に在学する者 〔学校の名称 〕 〔所在地 〕 <input type="checkbox"/> 行政文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体（ <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人その他の団体） 開示を必要とする理由（具体的な内容を記載してください。）
求める開示の方法（該当する□にレ印を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付（ <input type="checkbox"/> 郵送を希望する）

(職員記入欄) この欄には記載しないでください。

担 当	電話番号	内線
備 考		

第2号様式（第4条第2項関係）

香取広域第 号
年 月 日

様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 印

行政文書開示決定通知書

年 月 日付けの開示請求について、香取広域市町村圏事務組合情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示することを決定したので通知します。

行政文書の件名		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前 時 分 午後
	場所	
開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）	
所管課等	電話番号	内線
備考		

注

- 1 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ所管課等へ具体的な開示希望日時を申し出てください。あなたの御都合がよく、かつ、所管課等の職員が対応可能な別の日時を改めて指定します。
- 2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

第3号様式（第4条第2項）

香取広域指令第 年 月 日 号

様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 印

行政文書部分開示決定通知書

年 月 日付けの開示請求について、香取広域市町村圏事務組合情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり行政文書の一部を開示することを決定したので通知します。

行政文書の件名			
開示することができない部分及び開示できない理由			
開示できない部分について、その理由が消滅する期日	年 月 日		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前 午後 時 分
	場所		
開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 <input type="checkbox"/> (郵送)		
所管課等	電話番号		内線
備考			

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者を被告として（訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注意)

- 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課へ具体的な開示希望日時を申し出てください。あなたのご都合がよく、かつ、担当課の職員が対応可能な別の日時を改めて指定します。
- 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 「開示できない部分について、その理由が消滅する期日」は、開示請求のあった行政文書を開示しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。
この期日の記載がある場合で開示を希望するときは、同日以後に改めて開示請求してください。

第4号様式（第4条第3項）

香取広域指令第 号
年 月 日

様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 印

行政文書不開示決定通知書

年 月 日付けの開示請求について、香取広域市町村圏事務組合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る行政文書の件名又	
開示することができない理由	
開示することができない理由が消滅する期日	年 月 日
所管課等	電話番号 内線
備考	

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者を被告として（訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（注意）

「開示できない理由が消滅する期日」は、開示請求のあった行政文書を開示しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。

この期日の記載がある場合で開示を希望するときは、同日以後に改めて開示請求してください。

第5号様式（第5条関係）

香取広域第 号
年 月 日

様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 印

開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けの開示請求について、香取広域市町村圏事務組合情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る行政文書の件名又は内容	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定期間を延長する理由	
所 管 課 等	電話番号 内線
備 考	

第6号様式（第6条関係）

香取広域第 号
年 月 日

様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 印

開示決定等の期限の特例適用通知書

年 月 日付けの開示請求について、次のとおり香取広域市町村圏事務組合情報公開条例第14条の規定を適用することとしたので通知します。

開示請求に係る行政文書の 件名又は内容	
開示請求に係る行政文書の うちの相当の部分について 開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る行政文書の うち上記期間内に開示決定 等をする相当の部分	
残りの行政文書について開 示決定等をする期限	年 月 日
条例第14条の規定を適用す る理由	
所 管 課 等	電話番号 内線
備 考	

第7号様式（第7条関係）

香取広域第 号
年 月 日

様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 印

事案移送通知書

年 月 日付けの開示請求について、香取広域市町村圏事務組合情報公開条例第15条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送した事案に係る行政文書の件名又は内容	
移送をした実施機関及び所管課等	電話番号 内線
移送を受けた実施機関及び所管課等	電話番号 内線
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

注 本件開示請求に対する決定等については、移送を受けた実施機関において行うこととなります。

第8号様式（第8条第3項関係）

香取広域第 号
年 月 日

様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 印

意見書提出に係る通知書

香取広域市町村圏事務組合情報公開条例第7条第1項の規定により、
 に関する情報が記録されている行政文書について開示請求がありました。この行政
 文書を開示することについて、同条例第16条第2項の規定により、意見書を提出する
 ことができますので次のとおり通知します。
 ついては、意見書を提出される場合には、別紙「行政文書の開示に係る意見書」に
 より 年 月 日までに提出してください。

開示請求に係る行政 文書の件名	
開示請求に係る行政文 書に記録されている に関する情 報の内容	
開示請求があった日	年 月 日
条例第16条第2項各号 の規定の適用の区分及 び当該規定を適 用する理由	
意見書の提出先	電話番号 内線
備考	

別紙

行政文書の開示に係る意見書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合
管理者 様

郵便番号

住 所

氏 名

連絡先電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

年 月 日付け 第 号で通知のあったこのことについて、次の
とおり提出します。

開示決定に対する 反対意見の有無	有	無
意 見	開示決定に反対する理由等（開示されると支障を生ずる部分及びその理由）	

第9号様式（第8条第4項）

香取広域指令第 号
年 月 日

様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 印

行政文書の開示に係る通知書

年 月 日付けの に関する情報が記録されている行政文書の開示請求について、次のとおり行政文書を開示することを決定したので、香取広域市町村圏事務組合情報公開条例

第16条第3項 の規定により通知します。
第22条において準用する同条例第16条第3項

行政文書の件名	
開示される に関する情報の内容	
開示決定に係る年月 日等	年 月 日付け 第 号
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
所 管 課 等	電話番号 内線
備 考	

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合管理者を被告として（訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第10号様式（第12条）

第 年 月 日 号

様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 印

諮問通知書

香取広域市町村圏事務組合情報公開条例第20条第1項の規定により、次のとおり香取広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条例第21条の規定により通知します。

審査請求 に係る開 示決定等	年 月 日 等	年 月 日 付け 第 号
	行政文書の件 名又は内容	
審査請求の内容 (諮問に係る部分)		
審査請求があった日		年 月 日
諮問した日		年 月 日
所 管 課 等	電話番号	内線
備 考		